

令和 8 年度
東近江市民間提案制度募集要項

東近江市
令和 8 年 9 月

1 趣旨

本要項は、東近江市民間提案制度基本方針に基づき、本市の解決したい行政課題（以下「テーマ」という。）に関して、民間事業者からの提案を受け、事業化に向けて検討する「東近江市民間提案制度」の事業者募集について必要な事項を定めるものである。

2 東近江市民間提案制度の概要

本市が導入する民間提案制度は、P F I 法によらない民間提案制度で、本市が提案を募集するテーマに対して民間事業者の独自のアイデアやビジネスモデルを活用した企画提案を求め、審査及び対話を経て事業化を図り、行政サービスの質の向上や業務の効率化、財政負担の軽減、地域課題の解決などを目指すものである。

（参考）一般的な事業者選定方法（一般競争入札や公募型プロポーザル方式）と本市が導入する民間提案制度の考え方

事業者選定方法	
一般競争入札	市が発注する業務について、仕様書や設計書等を作成し、公告を行った上、入札（価格競争）により事業者を選定する方法
公募型プロポーザル	市が発注する業務について、仕様書等により業務内容を提示し、公募を行った上、企画及び技術の提案を総合的に審査・評価することにより、事業者を選定する方法
東近江市民間提案制度	市が仕様書等により業務内容を提示するのではなく、提案を求める内容を示した上、公募により企画段階から民間事業者の幅広い提案を求め、審査により事業者を選定する方法

3 事業の手続

本制度の事業の手続の流れは、次のとおりとする。

(1) 募集要項の公表

テーマを選定して募集要項を定め、市ホームページで公表する。

(2) 事前相談

提案内容が募集要項の内容に沿ったものになるよう、提案を検討する事業者は、市との事前相談を必須とする。また、必要に応じて現地見学等を実施する。

(3) 提案書類の受付

事前相談を行った事業者からの提案書類を受け付ける。

(4) 書類審査

提案書類に基づき、提案者の参加資格や提案書類の内容が提案要件を満たしているか書類審査を行う。参加資格及び提案内容の双方の要件を満たしていれば、有効提案とする。

(5) 書類審査結果の通知

全提案者に対して審査の結果を通知する。有効提案となった提案者には、提案審査の日程等についても併せて通知する。

(6) 提案審査（プレゼンテーション）

書類審査において有効提案となった提案は、本市が設置する「東近江市民間提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が提案書類、提案者によるプレゼンテーション等により総合的に審査を行う。

審査に当たっては、テーマの解決に資すると期待できる提案を協議対象提案として選定する。ただし、提案内容によっては、プレゼンテーションを省略する場合がある。

(7) 提案審査結果の通知及び公表

提案審査を行った提案者に対して審査の結果を通知する。審査後、テーマごとの提案件数を公表することとする。採用となった提案については提案者名及び提案概要を公表するものとし、不採用となった提案については公表しない。

(8) 協定の締結及び詳細協議

本市と提案者は、提案事業の実施に向け必要に応じて双方の義務等を定めた協定を締結する。

協定の締結後は、事業実施に向けた諸条件や予算、事業の開始時期、事業期間等について詳細な事業内容の協議が整った段階で事業化を決定する。

(9) 契約等の締結

詳細協議の結果、協議が成立したときは、本市と提案者との間で事業実施に係る随意契約や協定等を締結する。

なお、契約等に議会の議決が必要な事業については、議会の議決後に契約等を締結することとし、議会の議決が得られない場合は、その事業は実施しない。

(10) 事業の実施

提案者は、事業の実施に当たり、提案事業を信義に従い誠実に履行するものとする。

4 スケジュール（予定）

募集要項の公表	令和８年９月１日（火）
事前相談、現地見学の受付 質問書の受付	令和８年９月１日（火）～10月16日（金）
事前相談、現地見学の実施 質問の回答	令和８年９月１日（火）～10月30日（金）
提案書類の受付	令和８年11月２日（月）～11月６日（金） 必着
書類審査	令和８年11月９日（月）～11月13日（金）
提案審査（プレゼンテーション）	令和８年11月中旬～12月末（予定）
提案審査結果の通知及び公表	令和８年12月～令和９年１月（予定）
協定の締結（必要に応じて）	審査結果通知後、速やかに実施
契約等の締結	
事業の実施	

※上記スケジュールは、現時点での予定であり、変更する場合がある。

5 提案の募集及び要件

(1) 募集するテーマ

今回、募集するテーマは、以下のとおりとする。

なお、各テーマの詳細は、別紙「令和８年度民間提案制度 テーマ一覧」を参照すること。

- ア 新たな歳入確保策の創出
- イ 公共遊休不動産の有効活用
- ウ 近江鉄道八日市駅待合所における空きスペースの有効活用
- エ 森里川湖のつながりを生かした地域資源の活用及び魅力発信
- オ 電話端末運用の効率化
- カ 家庭ごみの減量と市民の利便性向上
- キ 公園施設管理の事務負担とコスト縮減
- ク 公共施設における照明のＬＥＤ化
- ケ 介護予防のための高齢者外出機会の創出
- コ 単身高齢者の「もしも」に備えるトータルサポート

(2) 参加資格要件

- ア 提案者は、提案内容を実行できる意思と能力（ノウハウ、資金等）を有する

法人（営利法人、非営利法人等）又は個人事業主とする。

イ 提案者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に構成員及び各々の役割分担を明確にすること。

ウ 提案者は、本市との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

エ 以下に該当する者は参加できない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

(イ) 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年東近江市告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(エ) 役員等（参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該募集に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(キ) 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

(ク) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(ケ) 国税及び地方税を滞納している者

(3) 提案内容の要件

提案内容は、本市の新たな財政負担又は維持管理経費の増加を伴わないことを

前提とし、次のいずれかの要件に該当することを原則とする。ただし、提案内容に基づき事業化を図る際に、本市に大きな財政効果や政策実現が見込まれる事業については、本市の新たな財政支出を排除するものではない。

ア 本市が所有する公共施設等の有効活用又は公共施設マネジメントに貢献すること。

イ 市民や施設利用者の満足度の向上につながること。

ウ 本市の公共サービスの提供や運営方法等に関することで、民間活力導入により大幅な市民の利便性向上やサービスの充実につながること。

エ 財政負担の軽減に資すること。

オ 地域課題の早期解決に資すること。

カ 地域経済の活性化に資すること。

(4) 対象外となる提案

本制度は、民間事業者の自由な発想による創意工夫を生かした提案を求めるものであり、次のいずれかに該当する提案は、対象外とする。

ア 単に事業（施設）を廃止しようとするもの

イ 本市が既に民間活力導入済みの事業で、単に事業実施者になろうとするもの

ウ 既存の指定管理や委託業務等について、価格における優位性のみで受注者になろうとするもの

エ 民間事業者が実施することが適当でない（公的機関が実施することが法令等により義務付けられている等）と判断できるもの

(5) 事前相談、現地見学及び質問の受付

ア 事前相談

提案に関する事前相談を希望する場合は、事前相談申込書（様式４）を電子メールで提出すること。

イ 現地見学

テーマに関する現地見学を希望する場合は、現地見学申込書（様式５）を電子メールで提出すること。

なお、現地見学の日時については、施設管理者との調整の上、決定する。

ウ 質問

本要項の記載内容に関することや提案内容の検討に関する質問がある場合は、質問書（様式６）を文書又は電子メールで提出すること。回答は適宜、市ホームページで公開する。ただし、提案内容に関する個別具体的な質問については、質問者にのみ回答を行い、公開はしない。

(6) 提出書類

本制度に参加する場合は、本市との事前相談を必ず実施の上、提案書類の受付期間中に以下の書類を提出すること。提出方法は、持参又は郵送とし、持参の場合は、平日の市役所開庁時間内に持参すること。

なお、土、日、祝日及び年末年始の閉庁日は受け付けない。

名称	様式	部数	備考
提案申込書	様式 1	1 部	
提案書	任意様式	10部	提案事業に対する収支見通しは必ず示すこと。
グループ企業等報告書	様式 2	1 部	共同提案の場合のみ提出
誓約書	様式 3	1 部	共同提案の場合は、全構成員分を提出すること。 ※
国税等の未納がないことの証明書	—	1 部	最新のもの（写し可） ※
商業登記簿謄本	—	1 部	法人及び商号登記している個人は、交付から 3 箇月以内のものを提出すること。 ※

※提出時に本市の入札参加資格・有資格者名簿に登録のある者については、提出を省略できる。

(7) 提出先

ア 事前相談、現地見学及び質問の提出先

「10 事務局（問合せ先）」を確認の上、事務局へ提出すること。

イ 提案書類の提出先

各テーマに記載の担当所属へ提出すること。

6 提案内容の審査及び選定

(1) 書類審査

提案書類に基づき、提案者の参加資格や提案書類の内容が提案要件を満たしているか書類審査を行う。参加資格及び提案内容の双方の要件を満たしていれば有効提案とする。

書類審査の結果については、全提案者に対して通知する。また、有効提案となった提案者に対しては、併せて今後の提案審査の日程等について通知する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(2) 提案審査

書類審査において有効提案となった提案は、本市が設置する審査委員会が、提

案書類や提案者によるプレゼンテーション等により総合的に審査を行う。ただし、提案内容によってはプレゼンテーションを省略する場合がある。

(3) 提案審査の方法

ア プレゼンテーションの際に審査委員に配布する資料は、事前に提出した提案書とし、それ以外の資料は使用できない。ただし、P C等を用いて前面に映写するなどして提示するものについては、この限りではない。

イ プレゼンテーションは、提案者及び案件ごとに個別に行う。

ウ プレゼンテーションへの出席は、説明員を含めて3名までとする。

エ 提案審査の時間は、準備5分、プレゼンテーション30分、ヒアリング25分とする。

オ 審査は非公開とする。

(4) 提案審査の視点

項目	視点
公益性	単に収益を求めるだけでなく、公益性の視点を有した提案であるか。
財政負担への配慮	行政側の業務も含め、本市のトータルコストの縮減となる提案であるか。
実現性及び継続性	実現性が高い提案であり、収支計画に無理がなく、継続性の高い提案であるか。
地域の活性化	地域経済の活性化や地域課題の解決を考慮した提案であるか。
独自性	独自の発想や工夫に基づく付加価値があり、随意契約が可能な提案であるか。

(5) 提案審査結果の区分

審査結果の区分については、採用、条件付採用及び不採用の3区分とする。条件付採用とは、市の予算措置を伴う提案のうち、詳細協議が完了し、事業化するに当たり提案者との随意契約ではなく、再度公募型プロポーザル方式による業者選定手続を経るものに適用する。

(6) 提案審査結果の通知及び公表

提案審査の結果は、プレゼンテーションを行った全提案者に対して通知する。

採用となった提案については案件名、提案事業者名及び提案概要を、不採用となった提案については案件名のみを公表するものとし、それ以上の詳細については、採用・不採用にかかわらず公表しない。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

7 協定の締結及び詳細協議

(1) 協定の締結

本市と提案者は、提案事業の実施に向け、必要に応じて双方の義務等を定めた協定を締結する。

(2) 詳細協議

協定の締結後は、事業実施に向けた諸条件や予算、事業の開始時期、必要な手続の調整等について詳細内容の協議（以下「詳細協議」という。）を行うこととする。

ア 詳細協議に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 詳細協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、事業化を見送ることとする。この場合において、提案者が詳細協議に要した費用やリスク等については、本市は責任を負わない。

ウ 事業概要や協議の経過等については、必要に応じて議会等に報告することがある。ただし、提案者の独自のノウハウに関すること等知的財産と認める情報については公表しない。

8 契約等の締結

詳細協議により協議が成立したときは、提案者を相手方として、提案事業の実施に係る随意契約や協定等を締結する。ただし、事業内容によっては、締結をしない場合もある。

本市の予算措置を伴う提案のうち提案審査において条件付採用となったものについては、事業化の際、公募型プロポーザル方式による事業者選定手続を行うこととし、その場合、その提案者には加点を行うこととする。

なお、協議が成立した場合であっても、議会の議決が必要なものについて議会の議決が得られない場合は、その提案事業は実施しない。

9 事業の実施

(1) 提案者は、本市との契約等締結後、事業者として提案事業を実施する。事業実施に当たっては、その内容を誠実に履行すること。

(2) 事業化後において、本市がモニタリング調査を実施する場合には、事業者は協力すること。

(3) 事業者の責めに帰すべき事由による事業の中止又は期間終了時の原状回復義務は、原則として、事業者が負うものとする。

10 事務局（問合せ先）

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番 5 号

東近江市役所政策推進課（市役所本館 3 階）

担当：成田、神鳥

電話：0748-24-5628

I P：050-5802-9950

メール：seisui@city.higashiomi.lg.jp